

## 高松市病院局建設工事監督要領

### (目的)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第43号。以下「契約規則」という。）、高松市病院局工事請負契約約款（以下「請負契約約款」という。）その他法令に定めるもののほか、監督員の服務及び監督の方法について必要な事項を定め、建設工事請負契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

### (監督員)

第2条 この要領において「監督員」とは、建設工事請負契約に係る契約規則第2条第4号に規定する監督職員をいう。

2 監督員は、総括監督員、主任監督員及び専任監督員に区分する。

### (監督員の責務)

第3条 監督員は、法令、規則、請負契約約款及び設計図書（設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）その他関係書類に基づき、契約履行の過程における工程管理、品質管理、出来形管理等について、厳正に、公平に、かつ、効率的に監督業務を遂行するものとする。

### (監督員の心得)

第4条 監督員は、職務の遂行に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 契約締結後、受注者に対して、設計図書の内容を正確に説明し、技術的に完全な工事が遂行されるようにすること。
- (2) 受注者その他利害関係者に対しては、特に厳正な態度で臨むこと。
- (3) 受注者及び地元関係者等の工事関係者相互間において紛争を生じないよう留意し、工事が円滑に行われるよう配慮すること。
- (4) 工事の施工について、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年建設省経建発第1号）に基づき、公衆の生命、身体及び財産に関する危害及び迷惑の防止並びに水利及び交通の安全を確保するための必要な措置等の指

導に万全を期すこと。

(監督体制)

第5条 工事担当課長は、次の基準に基づき監督体制を確保するものとする。

(1) 設計金額3,000万円を超える工事にあつては、総括監督員、主任監督員及び専任監督員を置く。

(2) 設計金額130万円を超え3,000万円以下の工事にあつては、主任監督員及び専任監督員を置き、主任監督員は、総括監督員の業務も併せて担当する。

2 工事担当課長は、組織体制を勘案し、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、高松市病院局の職員に併任された財政局契約監理課及び都市整備局建築課職員が処理すべき事務に関する規程（平成23年高松市病院局管理規程第6号）に基づき、病院局みんなの病院事務局総務課主幹の職に併任された財政局契約監理課長（以下「契約監理課長」という。）と協議の上、総括監督員又は主任監督員若しくは専任監督員を、それぞれ置かないことができるものとする。

3 前項の規定により総括監督員又は主任監督員若しくは専任監督員を置かないこととした当該監督員の業務については、他の監督員がその業務を併せて担当するものとする。

(監督業務の分類)

第6条 監督業務は、監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務に分類し、これらの業務の内容及び分掌は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 監督総括業務（総括監督員）

ア 請負契約約款に基づく契約事務担当員の権限とされる事項のうち契約事務担当員が認めて別に委任したものの処理

イ 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理

ウ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工程等の調整で重要なものの処理

エ 工事の内容の変更又は工事の一時中止若しくは全部中止の必要があると認められる場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認め

る事項の契約事務担当員に対する報告

オ 契約図書（設計図書、請負契約約款その他契約関係図書をいう。以下同じ。）に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施で特に重要なものの処理

カ 主任監督員及び専任監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理

(2) 現場監督総括業務（主任監督員）

ア 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾又は協議（重要又は軽易なものを除く。）の処理

イ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書（軽易なものを除く。）の承諾

ウ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）で重要なものの処理

エ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工程等の調整（重要なものを除く。）の処理

オ 工事の内容の変更又は工事の一時中止若しくは全部中止の必要があると認められる場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の総括監督員に対する報告

カ 専任監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理

(3) 一般監督業務（専任監督員）

ア 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾又は協議で軽易なものの処理

イ 契約図書に基づく工事のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書で軽易なものの承諾

ウ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（重要なものを除く。）

エ 工事の内容の変更又は工事の一時中止若しくは全部中止の必要があると認められる場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認め

る事項の主任監督員に対する報告

(監督員の指名及び通知)

第7条 工事担当課長は、建設工事請負契約の都度、職員のうちから、次の区分により監督員を指名するものとする。

(1) 総括監督員 課長級又は課長補佐級の職員

(2) 主任監督員 係長級以上の職員

(3) 専任監督員 係長級以下の職員

2 工事担当課長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、職員のうちから、監督適任者と認める者を指名することができる。

3 契約事務担当員は、監督員の職名及び氏名を建設工事請負契約ごとに、遅滞なく、受注者に書面により通知するものとする。これらの者に変更があった場合も、同様とする。

(指示及び承諾等の方法)

第8条 監督員は、受注者に指示又は承諾等を行うときは、原則として、工事打合簿(様式第1号)により行うものとする。

(検査の立会い)

第9条 監督員は、検査の立会いを求められた場合は、当該検査に立会い、その執行に協力しなければならない。

(事故報告)

第10条 総括監督員(総括監督員を置かない場合にあつては、主任監督員とする。)は、当該工事において事故が発生したときは、直ちに、受注者に事故発生報告書(様式第2号)を提出させなければならない。

2 工事担当課長は、前項の事故発生報告書の提出があつたときは、当該事故の内容を確認するとともに速やかに事故報告書(様式第3号)により契約監理課長に報告するものとする。

(監督に関する図書)

第11条 監督員は、次に掲げる図書(受注者から提出された図書を含む。)をそれぞれの担当業務に応じて作成し、及び整理して監督の経緯を明らかにするものとする。

(1) 工事の実施状況を記載した図書

(2) 契約の履行に関する協議事項（軽易なものを除く。）を記載した書類  
(3) 工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図書

(4) その他監督に関する図書

(工事監理者)

第12条 建設工事の監理業務を委託した場合には、当該委託を受けた者は、仕様書の定めるところにより、第6条に規定する監督業務の一部を行う者として工事監理者を置くものとする。

(監督業務の委託)

第13条 第7条第3項及び第11条の規定は、契約規則第31条第1項の規定に基づき、高松市病院局職員以外の者に委託して監督を行わせる場合に準用する。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、監督に必要な運用基準は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。